

## 社会福祉法人五倫会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人五倫会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（役員及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与、慰労金を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表3のとおり、費用を弁償する。
- 2 非常勤役員等として円満に人気を満了、または辞任、死亡により退任した者に別表4のとおり、慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程細則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は、支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第5条の規定に準じて支給)
  - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
  - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 非常勤役員等慰労金については、任期満了、辞任、又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年6月12日より一部改正する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円

別表第2（常勤の理事の賞与）

7月の賞与	職員の支給率相当額
12月の賞与	職員の支給率相当額

別表第3（常勤役員等の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数
----------------

※上記在任年数は1ヶ月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。（上限50ヶ月とする。）

- ・係数については、理事会において決定し、評議員の承認を得る。

別表第4（非常勤役員等の役員の報酬）

(1) 評議員

名 称	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(2) 理事・外部委員

名 称	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(3) 監事

名 称	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

別表第5（非常勤役員等の慰労金）

(1) 評議員

在任期間	慰労金
3期未満	30,000円
3期以上	50,000円

(2) 理事・監事

在任期間	慰労金
3期未満	30,000円
3期以上	50,000円

※評議員選任・解任委員については、評議員に準ずる。